

## 保育者の専門性を理解する主体的な学びの検討 (2)

— 三法令における保育者の専門性に着目して —

### A Study of Active Learning to Understand the Specialty of the Kindergarten and Nursery Teacher

丸 田 愛 子  
Aiko Maruta

鹿児島女子短期大学

本研究は、三法令である「改定保育所保育指針」「改訂幼稚園教育要領」、「改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領」と保育者の専門性の関係を明らかにし、保育者の専門性を理解する学生の主体的な学びについて「遊び体験」の授業評価を通して検討することを目的とする。三法令では保育者の役割として保育者の専門性が整理されていることが明らかとなり、今後も学生らに教授していくことの必要性が確認された。学習プロセスとしては模擬保育の重要性が挙げられ、模擬保育の事前学習として「遊び体験」を位置づけることが有効であることが分かった。「遊び体験」の学習スタイルの検討では、学生らの主体的・能動的な学びがみられ、アクティブ・ラーニング法の一つとしての可能性が示された。

キーワード：保育者の専門性、主体的な学び、遊び体験

#### 1. はじめに

本論は、第2報となる継続研究である。前報では、保育者の専門性について発展深化を意識しながら主体的に学ぶことを中心とし、学びの在り方について検討した。保育者の専門性の理解では、保育者にとって容易ではなく困難さを含んでいること、保育者の特性である身体感覚や気づきの重要性が明らかとなった。これらを踏まえ、科目「保育者論」に着目し、学生が主体的に学ぶ「遊び体験」の授業内容を考案したところであった。一方でこの間に平成29年3月31日告示（平成30年4月1日施行）の三法令が明らかとなり、教育・保育の在り方が改定或いは改訂することとなった。そこで本研究では、三法令である「改定保育所保育指針」「改訂幼稚園教育要領」、「改訂幼保連携型認定こども園教育・保育要領」と保育者の専門性の関係を明らかにし、「遊び体験」の授業評価を通じた保育者の専門性を理解する学生の主体的な学びについて検討することを目的とする。

#### 2. 検討の概要

##### (1) 三法令について

「改定保育所保育指針」は、昭和25年9月厚生省編による保育所運営要領の後続として昭和40年8月に定められたものを前身とする。平成元年3月には、養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項を記載され、6領域を5領域に再編成し整理がなされた。平成11年10月には、地域子育て支援の

役割を明記及び「生きる力の基礎を育てる」ことの記述がなされた。平成20年3月の改定では、保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化された。これらを踏まえて今回、基本的な考え方、乳児保育の内容、1・2歳児の保育の内容、また幼児教育を行う施設として育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明らかとなった。今回の改定では、乳児及び3歳未満児における受容的で応答的な保育の重要性と幼児教育の積極的な位置づけが際立っている。これらを踏まえ、指針は、保育所保育に関する基本原則を示したものである。具体的には、「養護に関する基本的事項」及び保育の計画の展開や保育内容の評価・改善による質の高い保育について規定している。今回新たに幼児教育を行う施設として、「幼児期に育みたい資質・能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」も記載されることとなった。このことより、「養護と教育の一体的な提供を通して保育の質を高めること」「計画及び振り返りを通して保育の質を高めること」が求められるようになったことを読み取ることができる。

幼稚園教育要領は幼稚園教育の基本は、「環境を通して行う教育」を基本とすることは変わらない。幼児期の教育における見方・考え方を明示したものである。併せて、幼稚園教育において育みたい資質・能力及び5歳児修了時まで育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化し、小学校と共有することにより、幼小接続を推進する。教育課程の役割と編成とし

て、カリキュラム・マネジメントの充実に努め、教育目標を明確にし、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努める。満三歳児の学年の途中入園への考慮や園生活が安全なものとなるようにする。幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努める。指導計画の作成では、発達に即した経験を充実させ、その際、幼児と教師は、見通しを持つことや振り返りなど工夫する。を評価では、幼児理解に基づき、良さや可能性を把握し、指導の改善に生かすようにする。特別な配慮を必要とする幼児への指導では、支援を行うための個別教育支援計画と個別の指導計画を作成活動する。幼稚園の運営上の留意事項として、園長及び教職員の役割及び小学校との連携や共同学習に努める。

認定こども園教育・保育要領は、幼稚園教育の基本は、「環境を通して行う教育」を基本とすることは変わらない。幼児期の教育における見方・考え方を明示したものである。教育と保育が一体的に在園期間全体を通して行われることが示されている。併せて、認定こども園において育みたい資質・能力及び5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化し、小学校と共有することにより、幼小接続を推進する。全体的な計画と指導計画の作成並びに、園児の理解に基づいた評価を実施する。特別な配慮を必要とする園児への指導を充実させる。また特に配慮すべき事項についても、理解を深め対応することが求められる。

## (2) 子どもと遊び

こどもたちがいろいろな保育者と出会い、親しく接する機会を得ることの中で、その人との味わい深いかかわりを体験することが、子どもの感性や認識を豊かにしていくことにつながるのではないか。(大場：2007)乳幼児の感性や認識の育ちを支えるために、保育者は大きな役割を担っている。ゆえに、保育者には専門的な知識や技術をもって保育をすることが必要とされる。これらに関する研究は既に多く、田中(1989)は、保育者の専門性の性格として、①公共性がたかい②人間にかかわる③高度の専門的知識及び技術を必要とする④独自の理論体系をもつ⑤免許資格を有する⑥主体性(自由裁量権)をもつ⑦倫理要領をもつ⑧社会的評価が高い、と整理している。関連して石黒(2009)の研究は、子育てをも含んだ保育者の独自の専門性に迫っている。まず、保育者の専門性の構成要素として「専門的知識」と「倫理的判断力」に着目し、専門的知識の形成を明らかにした。「専門性」とは、子ども・保護者・同僚・科学的知識の生産者等との相互作用の中で多様な役割を果たすもの、「判断」とは、対象者との相互作用によって形成されるものと整理している。専門性を捉えるとその背

景にある「独自性」が明確になる。一方で、「専門性」に「独自性」がある故に、社会体系になじまない解釈があることや職業人保育者として常に言動の裏付けが求められる。「専門性」を捉えることは、保育者にとって容易なものではなく、時にはつらい思いに直面しながらも自らの保育に対する考えをさらけ出す作業であると言える。このことより、専門性を理解することは、保育者にとって困難さを含んでいることが示される。また修得した解釈や提案を明日からの保育に生かすために具体的な手立てを考えることも保育実践では重要である。これより、筆者が携わっている研修活動、子育て支援活動、担当科目における保育者の専門性の理解について考える。1つ目に研修活動では、月2回程度のペースで保育現場に出向き、園内研修に取り組み、年に数回は各協会主催の研修活動に取り組んでいる。研修では、子どもへの対応、保育内容の充実や保育研究への取り組み方など、特に保育者の専門性に関連する内容が多いことが際立つ。また「研修の時にはぜひ取り組みたいと思っても、なかなか実践できていない」という感想が殆どである。重要性の理解と実践の間に大きな隔たりがあることが窺える。2つ目に子育て支援の活動では、わが子の育ちや対応の仕方が分からない、心配があるなどが挙がる。ここでは、子どもの言動への役立つ対応が関心事であり、専門的な知識・技術の助言を1つ提案することが有効であると実感している。

3つ目に短期大学における保育者養成では、保育者の専門性の理解に到達するため、学生らが問題意識を持って主体的に取り組めるような授業方法を考えることに大変苦慮している。専門性の理解では、保育の役割理解や子ども理解が内包され、専門性として整理・考察する以前に多面的な保育の原理を学ぶ必要がある。また、専門科目の「教職に関する科目」と「保育士証に関する科目」のいくつかを担当しているところだが、「保育原理(1年前期)」と「保育者論(1年後期)」は特に関連するところがあり、保育者の専門性の理解は、2科目の到達目標の1つである。

本研究では、3つ目に提示された学習目標に保育者の専門性の理解が含まれている担当科目「保育者論」を研究対象とする。保育者の専門性の理解について、主体的に学ぶことを中心とし、1年次前期から後期へと理解が発展深化する過程を明らかにし、学びのありかたについて検討することを目的とする。

## 3. 科目の検討

### (1) 科目「保育者論」について

2010年2月、厚生労働省の第5回保育士養成課程等検討会が開かれ、保育士養成課程の改正案が了承された。4つの新設科目がなされたが、うちに1つは保育の本質・目的

に関する科目として「保育者論」が新設された。目的は、現行の「保育原理」に含まれていた保育士の役割と責務、専門性や制度的位置づけ、及び多様な専門性をもった保育者（看護師・栄養士等）との協働などについて学ぶことが重要であるためとされている。そして特に児童福祉法第18条の4における保育士の定義や保育士に求められる今日的課題などを踏まえ、子どもの保育と保護者支援を担う保育士の専門性について学ぶ科目とする。また学ぶ内容は、厚生労働省雇用均等局長・児童家庭福祉局長による「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準についての一部改正」で次のように示される。〈目標〉1. 保育者の役割と倫理について理解する。2. 保育士の制度的な位置づけを理解する。3. 保育士の専門性について考察し、理解する。4. 保育者の協働について理解する。5. 保育者の専門職的成長について理解する。〈内容〉1 保育者の役割と倫理（役割・倫理）2 保育士の制度的位置づけ（資格・要件・責務）3 保育士の専門性(1)養護と教育(2)保育士の資質・能力(3)知識・技術及び判断(4)保育の省察(5)保育課程による保育の展開と自己評価4 保育者の協働(1)保育と保護者支援にかかわる協働(2)専門職間及び専門機関との連携(3)保護者及び地域社会との協働(4)家庭的保育者等との連携5 保育者の専門的成長(1)専門性の発達(2)生涯発達とキャリア形成

青山(2010)は保育者論のシラバスに着目し分析する中で、自己の保育者としてのふりかえりを掲げているシラバスが多くあることについて、保育者としての独自のキャリア教育へと展開していく可能性をもっていることを示唆した。加えて、独自の授業内容も実施されており、保育に関する法や保育者の歴史、保育者身体論などが展開は興味深い。講義にとどまらず調査などの実施なども導入されていることは、協働を培う上でも必要な要素である。「保育者論」は保育原理における「保育者の専門性」の発展した内容であり、科目の連続性が重要であることが分かった。加えて、実習及びキャリア教育にも作用する可能性のある重要な位置づけであると考えられる。続いて、授業内容の適切さを検証するため現行の「保育原理(1年前期)」と「保育者論(1年後期)」のシラバスを比較する。

シラバスの比較では、共に役割と倫理、制度、専門性といった内容があり、前後期の学びの積み重ねをみることができ、発展という視点で捉えると不十分である。授業方法の工夫も含めて、授業改善が急務であることが分かった。

## (2) 幼稚園教育要領・保育所保育指針から捉える保育者の専門性について

幼稚園教育要領及び保育所保育指針から保育者の専門性について捉える。幼稚園教育要領(2009)では、専門性で

はなく役割と示される。第3章6教師の役割では、(7)幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかわりをもつことが重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとし、下記に挙げている。①ふさわしい生活の展開と主体的な活動②自発的な遊びを通しての総合的な指導③幼児の特性に応じた指導。これらは、幼児一人ひとりに応じた環境構成と場面に応じた役割を果たすことでその活動を豊かにしなければならないと定めている。保育所保育指針(2009)では①専門的知識を用いた成長・発達の援助技術、②子どもの生活力を助ける生活援助の知識・技術、③保育の環境を構成していく技術、④遊びを豊かに展開していくための知識・技術、⑤人とのかわりを援助する関係構築の知識・技術⑥保護者等への相談・助言に関する知識・技術。知識、技術や倫理観に裏付けられた「判断」が強く求められ、対人援助職である保育士の専門性であることが強調されている。幼保連携型認定こども園教育・保育要領(2015)では、保育教諭等は園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。(1)乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。(2)乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。(3)乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。(4)乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人一人の特性や発達の過程に応じ発達の課題に即した指導を行うようにすること。その際、保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、保育教諭等は、園児と人やものと

のかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。保育教諭等は、園児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

この様に比較することで保育者の専門性に関する捉えの違いに気づくことができる。幼稚園教育要領と認定こども園教育・保育要領では、教師が指導することであり、保育所保育指針では保育士の援助技術のことを指す。これは、役割か援助は保育施設の種別に依るところが考えられる、実際同じ保育者の専門性のこと指していえるだろう。

#### 4. 保育の特性

保育者の専門性を捉えるにあたり、保育の特性について考える保育の特徴身体知気づきを促す。幼児教育の理論的な指導者であった。倉橋惣三は、保育者の資質として具体的な知識や技術に関わる資質3点学問性、社会性、教育性あげている。しかし倉橋はこれらを備えた保育者であっても不十分であり、「幼児教育を真に幼児保育ならしめる本質概念」=芸術性の必要性を説いた。芸術性とは、保育の特性をよく表す言葉であり、いわゆる身体知のことを表していると考えることができる。これは、辻本(2010)が述べる命題知及び基礎技能を基盤とし身体知、にかかわることを示す。保育では、身体知の促しを求められ、つまり気づき力のことであり、この身体知が多様場面で実践される特徴がある。

#### 引用参考文献

- 松本信吾『子どもの主体的な遊びを支える保育者の役割とは(特集 子どもをはぐくむ主体的な遊び)』発達 38 (150), 56-61, 2017, ミネルヴァ書房
- 内田伸子『乳幼児の論理的思考の発達に関する研究: 自発的活動としての遊びを通して論理的思考力が育まれる』保育科学研究 5, 131-139, 2014
- 中村共芳『子どもが自分らしく遊ぶことのできる保育実践: 子どもにとって幼稚園が「居場所」となるまで』鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要 26, 327-334, 2017
- 松田陽央子『遊びの発展に必要な援助: 友だちの関わりから見えてきたもの』保育所保育実践研究・報告集 10, 51-55, 2016-03
- 磯部裕子『遊びを中心とした保育における子どもの理解と保育者の援助: 紙飛行機の遊びに着目して』宮城学院女子大学発達科学研究

(2017年12月1日 受理)